定　　款

２０２１年6月

神　東　塗　料　株　式　会　社

神東塗料株式会社　　定 款

（2021 年 6 月 22 日改正）

第１章　　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、神東塗料株式会社と称し、英文では SHINTO PAINT COMPANY, LIMITED と記載する。

（本店の所在地）

第２条　当会社は本店を兵庫県尼崎市に置く。

（目　的）

第３条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

１．次の製品の製造、加工および売買

（１）　塗料、接着剤、顔料、合成樹脂、油脂その他各種化成品

（２）　医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、動物用医薬部外品、工業薬品、化粧品、家庭用雑貨および飼料添加物

（３）　殺虫剤、工業用殺菌剤、除草剤および農薬

（４）　電子機器、光通信機器、磁力機器および部品ならびにその材料

（５）　塗装設備およびこれに関連する機械器具装置ならびに材料

（６）　土木建築用資材および住宅用資材

（７）　印刷材料

（８）　自動車用化学製品

（９）　前記各製品に関連するシステム

(10)　前記各製品の加工品

２．前号に掲げる製品の輸出および輸入

３．塗装工事その他各種建設工事の設計、施工および監理ならびにこれらに関する技術指導

４．塗装設備およびこれに関連する機械器具装置設置工事の請負ならびに設計監理

５．不動産の売買、賃貸借および管理

６．前各号に付帯関連する一切の事業

（機　関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会

４．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数および単元株式数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は１億 1,200 万株とする。

②　当会社の単元株式数は 100 株とする。

（株主名簿管理人）

第７条　当会社は株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式の取扱）

第８条　当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規定による。

（単元未満株主の権利）

第９条　当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

２．株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

第３章　　株主総会

（招　集）

第１０条　当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１１条　当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集権者および議長）

第１２条　株主総会は社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。

（決議の方法）

第１３条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１４条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

②　前項の場合において、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　　取締役 および 取締役会

（員　数）

第１６条　当会社の取締役は、18 名以内とする。

（選　任）

第１７条　取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第１８条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会の招集通知）

第１９条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２０条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。

（代表取締役等）

第２１条　取締役会はその決議によって代表取締役を１名以上選定する。

②　取締役会はその決議によって取締役または執行役員の中から社長 1 名を選定する。

③　取締役会はその決議によって取締役の中から会長および副社長各 1 名を選定することができる。

（報酬等）

第２２条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。

（相談役および顧問）

第２３条　取締役会はその決議によって相談役および顧問各若干名を選任することができる。

（執行役員）

第２４条　取締役会はその決議によって執行役員を置き、当会社の業務を分担して執行させることができる。

第５章　　監査役 および 監査役会

（員　数）

第２５条　当会社の監査役は、4 名以内とする。

（選　任）

第２６条　監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　期）

第２７条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役会の招集通知）

第２８条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（常勤の監査役）

第２９条　監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（報酬等）

第３０条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　　取締役および監査役の責任免除

（損害賠償責任の一部免除）

第３１条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第7章　　計　算

（事業年度）

第３２条　当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３３条　当会社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。

② 当会社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によって行わない。

（剰余金の配当の基準日）

第３４条　期末配当は毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第３５条　期末配当金および中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。